

『造形デザイン』の知財判決紹介 (20)

-創作非容易性の判断-

〔箸の持ち方矯正具〕 審決取消請求事件

知財高判平成 30 年 2 月 26 日平成 29 年 (行ケ) 第 10181 号

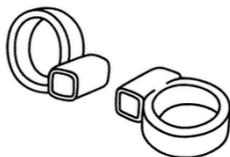
京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

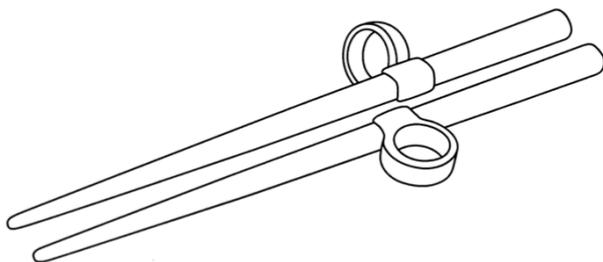
【事案の概要】

本件の被告は、意匠に係る物品を「箸の持ち方矯正具」とする本件意匠登録（意匠登録第 1 4 0 6 7 3 1 号）の意匠権者である。原告が、本件意匠は創作容易であり意匠法 3 条 2 項の規定に違反することを理由に意匠登録無効審判を請求したが、「請求は、成り立たない。」との審決がされ、その取消しを求めたところ、請求は棄却され審決が維持された事案である。（以下、アンダーラインは筆者が記載したものである。）

【本件登録意匠】



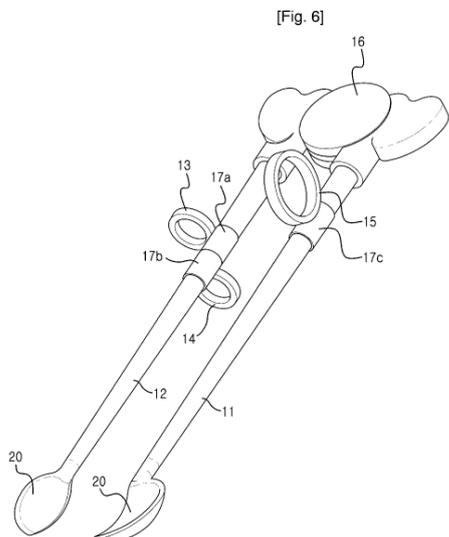
【持ち方矯正具を箸に取付けた状態の参考斜視図】



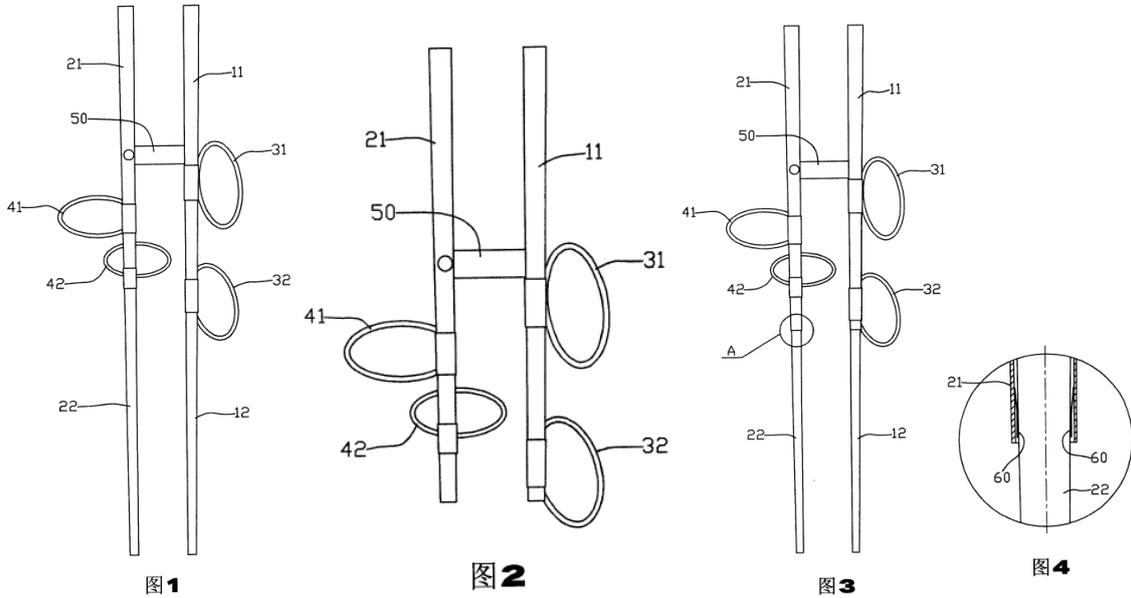
【引用例 1】

WO 2006/004290

PCT/KR2005/000927



【引用例 2】



【審決の要旨】

審決は、本件意匠と引用意匠 1 a（符号 15 及び 17c）及び 1 b（符号 13 及び 17a）との対比について、以下のとおり認定した。

「ア 物品について

本件意匠は、箸の持ち方を矯正するものとして、箸に適宜着脱して使用することができる、薬指用の構成部品 A と人差し指用の構成部品 B で一対とした箸の持ち方矯正具という物品であるのに対して、引用意匠 1 a 及び 1 b は、スプーン及びフォークとしても使用することができる箸という物品の部品であり、親指用、人差し指用、中指用の 3 つある中から親指用を引用意匠 1 a、人差し指用を引用意匠 1 b としたものである。

イ 形態について

(ア) 共通点

① 全体の基本的構成態様について、どちらの部品も、筒状体の取付部と環状体のリング部からなり、取付部の側面にリング部を立設させて結合したものである。

② リング部の全体形状について、どちらの部品も、外周を細幅帯状とする、やや肉厚の略円環状体としたものである。

(イ) 相違点

(a) 取付部の全体形状について、本件意匠は、どちらの部品も、全長が幅よりも少し長い、やや肉厚の略正四角筒状体としたものであるのに対して、引用意匠 1 a 及び 1 b

は、全長が直径よりも少し長い、やや肉厚の略円筒状体としたものである。要するに、取付部を略正四角筒状体としたか、それとも略円筒状体としたか、という相違である。

(b) リング部の直径の大きさについて、本件意匠は、どちらの部品も、取付部の幅の約2倍としたものであるのに対して、引用意匠1 aについては取付部の直径の約3倍、引用意匠1 bについては約2倍としたものである。

(c) 取付部とリング部との結合部の態様について、本件意匠は、どちらの部品も、リング部の外側が取付部にめり込むような態様としたものであるのに対して、引用意匠1 aについては、取付部の外周とリング部の外周とが接するような態様としたものであり、引用意匠1 bについては、結合部を確認することができず不明である。

(d) 取付部に対するリング部の向きについて、本件意匠は、構成部品Aについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きとし、構成部品Bについては、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであるのに対して、引用意匠1 aについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略直交する向きとしつつも、左右方向に少し傾けたものであり、引用意匠1 bについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略同方向としつつも、左右方向に少し傾けたものである。

【判旨】

1 本件意匠の創作容易性について

(1) 意匠法3条2項について

意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁、最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）。

(2) 本件意匠の認定

本件意匠の意匠公報（甲6）によれば、本件意匠は、本件審決の認定したとおり…のものであると認められる。

(3) 引用意匠1 a 及び1 b の認定

引用例1（甲1）によれば、引用意匠1 a 及び1 b は、本件審決の認定したとおり…のものであると認められる。

2 取消事由（創作容易性）について

(1) 新たな証拠の提出及び時機に後れた攻撃防御方法について

…原告は、これらの書証を、いずれも本件意匠登録出願当時の当業者の常識等を認定するため、周知例として提出しているものと解され、これらの記載内容との対比において新たな無効理由が存することを主張するものではない。よって、これらの書証は、審決取消訴訟において提出が認められないものには当たらず、被告の主張は採用できない（最高裁昭和54年（行ツ）第2号同55年1月24日第一小法廷判決・民集34巻1号80頁参照）。

また、原告の上記主張及び証拠の提出によって、訴訟の完結を遅延させることとはならないから、時機に後れたものとして却下することはしない。

(2) 相違点について

ア 相違点(c) (取付部とリング部の結合部の態様)について

(ア) 原告は、引用意匠1 a及び1 bの取付部とリング部は、いずれも一体成型であり、取付部とリング部の結合部がめり込むような態様となっていると主張する。

しかし、…引用意匠1 a及び1 bは、リング部の外側が取付部にめり込むような形態であるとは認められない。

よって、本件審決の認定したとおりの相違点(c)が認められる。

(イ) もつとも、引用例1には、「…固定されるため一体に構築できる。したがって、親指グリップ15、人差し指グリップ13、中指グリップ14および第一から第三取付環17 aから17 cは、プラスチックで形成することできる」(【47】)との記載があり、引用意匠1 a及び1 bの取付部とリング部を一体成型できることの示唆がある。

また、甲18の図4には、2つのリング部721、722の外周の一部が、取付部7にめり込んで一体化している形態の記載があり、甲19の図3、5、8にも、リング部221、222の外周が筒状の取付部220にめり込んで一体化している形態の記載があることが認められる。そして、甲19の物品分野は、箸の持ち方を練習するための箸であり、甲18の物品分野も、便利に用いることができるパワーアシスト箸であって、いずれも、本件意匠に係る物品である「箸の持ち方矯正具」と物品分野が類似しているといえ、本件意匠登録出願当時、リング部の外周が取付部にめり込んで一体化している形態は、箸の持ち方を矯正するための物品の形態として周知であると認められる。

以上を総合すると、引用意匠1 a及び1 bの取付部とリング部の結合部の態様を基準として、リング部の外周が取付部にめり込んで一体化している形態を採用することには、着想の新しさないし独創性があるとはいえない。

イ 相違点(d) (取付部に対するリング部の向き)について

(ア) 原告は、本件意匠の構成部品Bについて、リング部の孔の中心線の方向が、上方向にも少し、傾けた態様であるとは認められないと主張する。

しかし、別紙1本件意匠図面の「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」では、構成部品Bのリング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心部の方向と概略同方向としつつ

も、リング部が取付部に対し、右に傾くとともに、「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」では、リング部が取付部に対し、左に傾いているから、構成部品Bにおいては、リング部の孔の中心線の方向が左右方向に傾いていることが認められる。また、「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」におけるリング部の長さより、「箸の持ち方矯正具の片方の平面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の底面図」におけるリング部の長さの方がやや長いこと、「箸の持ち方矯正具の片方の平面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の底面図」にはリング部の孔が見えることから、構成部品Bのリング部は、取付部に対し、わずかに上下方向にも傾いていることが認められる。…。

そうすると、本件意匠は、構成部品Aについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないもので、構成部品Bについては、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであるのに対して、引用意匠1 aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略直交する向きとしつつも、左右方向に少し傾けたもので、引用意匠1 bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略同方向としつつも、左右方向に少し傾けたものであって、いずれも、上下方向に傾けた態様ではないから、本件審決の認定したとおりの相違点(d)が認められる。

(イ) 原告は、大韓民国公開実用新案公報20-2009-0001430(甲15)、中華人民共和国実用新案公報200420023879・3(甲17)、特表2004-538074号(甲19)、大韓民国登録特許公報10-0890777号(甲20)には、いずれも、「リング部の孔の中心線の方向が、上下方向にも少し、傾けた態様」の開示があるから、「取付部の孔の中心線と概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けた態様」については、周知意匠であって、相違点(d)に係る構成を創作することは容易であると主張する。

しかし、本件意匠は、構成部品A、構成部品Bの2つの部品からなり、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、構成部品Aとは方向が異なる上、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けて構成されており、これら2つが対になって一体の美感を形成しているものである。そうすると、本件意匠の創作容易性は、態様の異なる2つの部品が対になったまとまり感のある一体の美感を形成している態様について判断すべきである。

甲15の図3には、人差し指挿入句(符号110)の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載があり、甲17の図1には、符号8のリングの孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載があり、甲19の図4には、人差し指挿入穴121の孔の中心線の方向が、取付部の孔

の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載があり、甲20の図3a, 3b, 3c, 4には、指が差し込まれる部品40, 50のリング部42, 52のいずれも、孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていること記載がある。しかし、これらの文献のいずれにも、上記部品と対となる、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、左右方向、上下方向の傾きがない部品の開示はない。

したがって、構成部品A及び構成部品Bの2つの部品からなり、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、構成部品Aとは方向が異なる上、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けた形態であるとの相違点(d)に係る形態が、周知意匠であったとは認められない。

以上を総合すると、引用意匠1a及び1bの取付部に対するリング部の向きを基準として、相違点(d)に係る意匠には、当業者から見て着想の新しきないし独創性があるといえ、相違点(d)に係る意匠を創作することが容易であったとはいえない。

ウ 相違点(a) (取付部の全体形状を略正四角筒状体としたもの) について

(ア) 原告は、甲14, 15, 18によれば、取付部の全体形状を略正四角筒状体としたものは周知であったから、これらを引用意匠1a及び1bの取付部に組み合わせ、本件意匠の取付部の形態を創作することは容易であったと主張する。

(イ) …。

したがって、甲14, 18によっては、取付部の全体形状を略正四角筒状体とした形態が周知であったとはいえない。

(ウ) 他方、甲15図4には、リング状の人差し指及び中指挿入句110, 120と接続し、箸に取り付ける角形の筒状である取付部111, 121の開示があり、この取付部111, 121は、全長が幅よりも長い略正四角筒状体である。

しかし、そもそも、甲15のみによって取付部の全体形状を略正四角筒状体としたものが周知であったとまで認定することはできない。

また、…甲15の取付部111, 121は、箸本体の凹部101に取り付けた時に、凸部111a, 121aが溝102に嵌め込まれ、凹部101に固定されるものであり、上下の移動も回転もしないものであると認められる。

これに対し、引用例1には、「ユーザの手の特徴によって、人差し指および中指グリップ13および14を回して手の角度を調整する必要がある」(【47】)、「取付環17および17bが回転は可能で上下には移動しないように、取付環17a, 17bおよび17cはこの凹部にそれぞれ固定される」(【48】)との記載があり、取付部は、上下に移動しないよう凹部に固定されるものの、箸に対して回転可能であるとされているから、引用意匠1a及び1bの略円筒状体の取付部を、甲15に記載された、箸本体に取

り付けたときに回転不能である略正四角筒状体の取付部に置き換える動機付けがあるとはいえない。

(エ) そうすると、本件に現れた証拠によつては、当業者が、引用意匠 1 a 及び 1 b の略円筒状体の取付部の意匠を基準として略正四角筒状体の取付部を採用するという相違点(a)に係る意匠を創作することが容易であったとはいえない。

(3) ありふれた手法による公知意匠の組合せについて

ア 原告は、引用意匠 1 a 及び 1 b、引用意匠 2 には、取付部とリング部からなる 2 つの部品を一組とし、箸に適宜着脱して使用できる物品の形態の記載があるから、箸の持ち方を矯正するものとして、箸に適宜着脱して使用できる取付部とリング部からなる構成物品 A 及び構成物品 B の 2 つの部品を一对とした物品の形態の意匠は、当該意匠の属する物品分野においてありふれた手法により、引用意匠 1 a 及び 1 b を単に組み合わせたものにすぎないと主張する。

イ しかしながら、…引用意匠 1 a 及び 1 b は、引用例 1 図 6 の箸の製造工程において棒に取り付けられ、当該箸が完成品となった後に取り外すことは想定していないものというべきであり、箸に適宜着脱して使用することができる物品とはいえない。

さらに、引用例 1 には、1 本の箸に第一取付環 1 7 a、第二取付環 1 7 b が、もう 1 本の箸に第三取付環 1 7 c が取り付けられ、それぞれ、人差し指グリップ 1 3、中指グリップ 1 4、親指グリップ 1 5 と接着しているところ、これら 3 個の取付環のうち、1 本の箸に取り付けられた引用意匠 1 a (親指グリップ 1 5 と第三取付環 1 7 c) ともう 1 本の箸に取り付けられた引用意匠 1 b (人差し指グリップ 1 3 及び第一取付環 1 7 a) のみを取り出すことの記載や示唆はないから、箸に適宜着脱して使用される 2 つの部品を一对とした物品の形態の記載はない。

ウ また、引用例 2 図 1 には、1 本の箸 1 1 に親指リング 3 1、薬指リング 3 2 が、もう 1 本の箸 2 1 に人差し指リング 4 1、中指リング 4 2 が取り付けられ、2 本の箸が連接棒 5 0 でつながっている形態が記載されているところ、引用例 2 には、これらのリングが着脱可能である旨の記載や示唆はない。その上、引用例 2 の実用新案特許の請求項 1 では、4 つのリングを全て備えることが構成要件とされ、請求項 2 以下も請求項 1 を引用していることから、引用例 2 では、4 つのリングを全て備えた状態で使用することのみが想定されており、4 つのリングの中から、薬指リング 3 2、人差し指リング 4 1 のみを取り出すことの記載や示唆はない。よって、引用例 2 にも、箸に適宜着脱して使用される 2 つの部品を一对とした物品の形態の記載はない。

エ …。

以上のとおり、甲 1 5、1 9 及び 2 0 のいずれにも、箸に適宜着脱して使用される取付部とリング部からなる 2 つの部品を一对とした物品の形態の記載はない。

オ したがって、本件意匠登録出願前において、当業者が、引用例 1 又は引用例 2 に記載された意匠から出発して、箸に適宜着脱して使用される取付部とリング部からなる構

成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对とした物品の意匠を創作することが容易であったとはいえない。よって、本件意匠は、当該意匠の属する物品分野においてありふれた手法により、引用意匠1 a及び1 bを単に組み合わせたものにすぎないということはできない。

(4) 小括

本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、略正四角筒状体の取付部とこれにめり込んで一体化したリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对として構成され、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないものであるのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と概略同方向で、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであり、全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められる。かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には、着想の新しさや独創性があるというべきであるから、当業者がかかる意匠を創作することが容易であったとはいえない。このように、本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一对の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しさや独創性が認められるものである。

以上によれば、引用例1及び引用例2に記載された意匠から、本件意匠に係る箸に適宜着脱して使用される取付部とリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对とした物品の形態は、容易に創作できたものとは認められない。

したがって、本件意匠は、意匠法3条2項に該当するものではなく、本件審決は結論において相当であるから、取消事由は理由がない。

3 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【検討】

1 創作非容易性（意3条2項）の判断の原則

(1) 最高裁判例の引用

本判決では、最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁〔可撓伸縮ホース〕、最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁〔帽子〕を引用して、「意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作

することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである」との原則的な一般論を説示している。

なお、知財高判平成 30. 3. 12 [アクセサリケース型カメラ] (平成 29 (行ケ) 10188 号) でも、同じように最高裁判例を引用し一般論を説示しているが、そこでは、平成 10 年の意匠法一部改正を踏まえて、「意匠の創作非容易性は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者(当業者)を基準に、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたか否かを判断して決するのが相当である(意匠法 3 条 2 項)。」という平成 10 年一部改正後の意匠法に合わせた説示も追加されている。

同様に、最高裁判例を引用して最初に創作非容易性の一般論を述べた裁判例として、知財高判平成 28. 11. 10 [包装用容器] 平成 28 (行ケ) 10108, 大阪地判平成 24. 3. 15 [タイルカーペット] 平成 22 (ワ) 805, 知財高判平成 23. 12. 15 [印刷用はくり紙] 平成 23 (行ケ) 10239, 10240 (判タ 1383 号 344 頁, 判時 2146 号 125 頁), 知財高判平成 22. 7. 20 [取鍋] 平成 19 (ネ) 10032, がある。また、最高裁判例の引用はしないが同旨説示をして、「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさないし独創性」を創作非容易性の判断基準として明記する裁判例として、知財高判平成 27. 7. 16 [マイクロニードルパッチ] (平成 27 (行ケ) 10047), 知財高判平成 25. 11. 14 [包装容器] 平成 25 (行ケ) 10160, 東京地判平成 24. 6. 29 [エーシーアダプタ] 平成 23 (ワ) 247, 知財高判平成 18. 9. 20 [金属ブラインドのルーバー] 平成 18 (行ケ) 10088 がある。

最高裁判例を踏まえると、「意匠の着想の新しさないし独創性」の有無が、意匠の創作非容易性の判断基準の一つとされるべきである。ただし、実際の事案の判断に当たっては、さらに具体的な判断手法が必要である。本判決をみると、その第一が、判断対象としての意匠の認定における、「美感を起こさせるものとしての意匠の認定」であり、第二が、引用例における「示唆」及び「動機付け」の有無の具体的な判断であると思われる。

(2) 審決の判断手法

本件審決は、意匠法 3 条 2 項の判断について、「(α) 創作容易性の判断の基礎となる形態が本件登録意匠の出願前に公然知られたもの(広く知られたものも含む)であり、(β) その公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、当該意匠の属する物品分野においてよく見られる多少の改変やありふれた改変を加えた程度で、(γ) 当該意匠の属する物品分野においてありふれた手法により、公然知られた形態の全部または一部について単なる組合せや置き換え等がなされたものに過ぎないものであるか、の観点を踏まえて行うものである。」と述べている。

同様に、審決平成 30. 1. 23 [菓子] 不服 2017-15874 は、「意匠の構成態様について、(あ) それらの基礎となる構成や具体的な態様などが当該意匠の出願前に公知又は周知であ

り、そして、(い)それらの構成要素を、ほとんどそのまま表すか、(う)当該物品分野において周知の創作手法であるところの、単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置き換えなどがされたに過ぎないものであるか否か等によって行うことを要する」と述べる（最近の同旨審決として、審決平成 29. 12. 18 [アイロン台] 不服 2017-12725、審決平成 29. 8. 29 [バスマット] 不服 2017-7269 がある。）。

これらは、『意匠審査基準』を踏まえてまとめられた判断手法と解されるが、「当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性を問題とする」ことが明示的ではない。また、判断対象としての「美感を起こさせるもの」についての考慮はないように思われる。そして、「多少の改変」や「ありふれた手法」の具体的判断方法も明確ではないように思われる。

2 美感を起こさせるものとしての意匠の認定

(1) 「まとまり感のある一体の美感を形成しているもの」

本判決は、創作非容易性判断の結論として（(4)小括）、「本件意匠は、…全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められる。かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には、着想の新しきや独創性があるというべきであるから、当業者がかかる意匠を創作することが容易であったとはいえない。このように、本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一对の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しきや独創性が認められるものである。」と説示する。

この説示の前半（…部分）は、「本件意匠の認定」を要約する説示となっている。その説示で重要と思われるのは、意匠の構成態様（形態）について、客観的な認定を要約説示するだけでなく、最後に「全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているもの」と認定している点である。そして、この「かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成」について、「着想の新しきや独創性」があるか否かを検討し、本件意匠の創作非容易性について判断している。これに対して、本件審決の認定では、このような美感を起こさせるものとしての意匠の構成態様の認定はない。

(2) 創作非容易性の判断対象としての「美感を形成している態様」

意匠の創作非容易性の判断においては、当該意匠において「まとまり感のある一体の美感を形成しているもの」について、「着想の新しきや独創性」（可撓伸縮ホース）があるか否かが判断されなければならない。

本判決は、「相違点(d)（取付部に対するリング部の向き）について」の判断において、本件意匠は構成部品A及びBの2つが「対になって一体の美感を形成しているものである。そうすると、本件意匠の創作容易性は、態様の異なる2つの部品が対になったまと

まり感のある一体の美感を形成している態様について判断すべきである。」と説示する。

そして、「文献のいずれにも、上記部品と対となる、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、左右方向、上下方向の傾きがない部品の開示はない。」ことから、「相違点(d)に係る形態が、周知意匠であったとは認められない。」とし、「以上を総合すると、引用意匠1 a及び1 bの取付部に対するリング部の向きを基準として、相違点(d)に係る意匠には、当業者から見て着想の新しきないし独創性があるといえ、相違点(d)に係る意匠を創作することが容易であったとはいえない。」と説示する。

本件審決では、構成部品A及びBの各個について改変の程度を評価しているが、しかし、「態様の異なる2つの部品が対になったまとまり感のある一体の美感」については全く考慮していない。また、原告、被告ともに構成部品A及びBの各個について周知性等を評価しているのみである。

また、さらに、本件審決及び原告は、「本件意匠の美感」についても全く考慮していないように思われる。被告は、美感について触れ、主張の最後に「本件意匠は、「箸の持ち方矯正具」としての特有のまとまりがある美感からなる構成であり、引用意匠1とは多数の相違点があり、それぞれの相違点を、目的、構成、機能が異なる文献により、本来不可分の構成の中の一部だけを恣意的に取り出して埋めたとしても、それは意匠の特有のまとまりのある構成について創作容易性を証明したことにはならない。」と主張している。しかし、これも形式的に「特有のまとまりある美感」について主張しただけのもので、実質的な「本件意匠の美感」を考慮した主張とはなっていない。

(3) 本件意匠の美感

ア 「対の美感」と本件意匠全体の美感

本判決は最後に、「着想の新しさや独創性」のポイントを2点に分けて説示する。すなわち、「本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一対の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しさや独創性が認められる」と説示する。①点は「着脱して使用される2つの部品から構成された点」（着脱できる部品構成）であり、②点は「直線的な部品Aと傾いた部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点」（対の美感）である。

この2つのポイントの関係について検討するに、「対になった」と認定できるのは、本件意匠が①「一対の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成」されているからである。そうすると、②「対の美感」は①「着脱できる部品構成」と一体として理解される必要がある。また、本件意匠は、①「着脱できる部品構成」を具体的な②「対の美感」として形成したものであり、①「着脱できる部品構成」も②「対の美感」を起こさせる具体的構成に形成したことによって、本件意匠の創作ポイントとなっている。①と②は、総合的に、相互補完的に理解される必要がある。

このように解することで、本判決結論（(4)小括）の前段の「本件意匠の全体としてまとまり感のある一体の美感」の説示が理解できるものと思われる。すなわち、本件意匠の創作ポイント①と②を、前記のように総合的（相互補完的）に把握することで、「本件意匠は、…全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められる。かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には、着想の新しさや独創性があるというべきである」との説示が導かれるものと解される。創作ポイント①は、「着脱できる2つの部品構成」という物品構成であって、具体的な美感を起こさせるものではない。したがって、本件意匠の「全体としてまとまり感のある一体の美感」の実質的内容は、「直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感」である。

なお、「①着脱できる2つの部品構成」といっても、単に「部品を一对とした物品」の記載を問題とするのではなく、「部品を一对とした物品の形態」（物品の形態＝意匠）の記載を問題としている点が注目される。そのような「物品の形態」の記載がないことから、本件意匠すなわち「2つの部品を一对とした物品の意匠」を創作することが容易であったとはいえないと判断されている。審決の本件意匠と引用意匠との対比認定では、「物品」と「形態」に分けて対比され、「一对とした箸の持ち方矯正具という物品」として捉えているが、本件判決は、「物品の形態＝意匠」の全体的把握を前提としているといえよう。

イ 立体形状の美感

本件意匠の「対の美感」は、「相違点(d)（取付部に対するリング部の向き）について」で認定されるように、「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」等の各図面全体から総合的に認識される「立体形状の美感」である。この美感は、一側面から視認された形状の印象等ではなく、多側面から視認された形状を総合して認識される立体形状に係る美感であり「客観的形態の美感」といえよう。

ウ 構成部品2つの動的美感

また、「本件意匠は、箸の持ち方を矯正するものとして、箸に適宜着脱して使用することができる、薬指用の構成部品Aと人差し指用の構成部品Bで一对とした箸の持ち方矯正具という物品」であり、「態様の異なる2つの部品が対になったまとまり感のある一体の美感を形成している」ものである。したがって、この「対の美感」は、物品の機能性に基づく一体のまとまりがあるものといえよう。

そして、「態様の異なる2つの部品」は、使用される場合等において2つ一緒に視認されるものであるが、両部品の配置や相関関係は固定的なものではなく、使用状態によって多様な変化を生じるものである。したがって、この「対の美感」は静的・固定的な関係における美感ではなく、動的・変化的な相関関係における美感といわざるをえない。

本件意匠の美感は、以上のように、立体的かつ動的な美感と思われる（意匠の美感については、梅澤修「意匠法の問題圏 第15回」（DESIGN PROTECT 2017 No. 113 Vol.1 30-1）

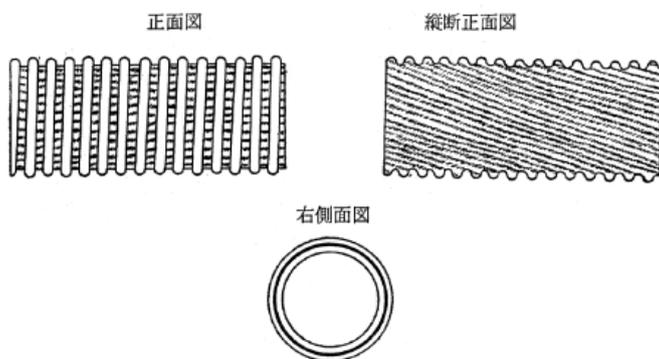
29 頁以下参照。)

(3) 美感を起こさせる構成を認定した裁判例

本件と同様に、意匠の創作非容易性の判断において、判断対象（本件意匠の内容）として美感を起こさせる形態を認定した裁判例として、以下のものがある。

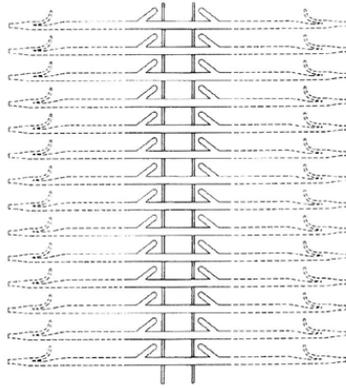
①最判昭和 49.3.19〔可撓伸縮ホース〕昭 45（行ツ）45 民集 28 卷 2 号 308 頁は、「本件登録意匠は、隆起した螺旋状筋条が高く浮き出した無地の斜縞をなし、筋条と筋条との間が低く沈んだ網目模様からなる斜縞をなし、両者が長手方向に沿って交互に現出し、その対比と繰返しにより看者の視覚を通じて美感を与えるもので、引用意匠及び原判示の可撓性伸縮ホースとは全く異なつた意匠的效果を有するというのであるから、本件登録意匠は、その着想の点においても、独創性が認められないものではなく」と説示する。

【可撓伸縮ホース】



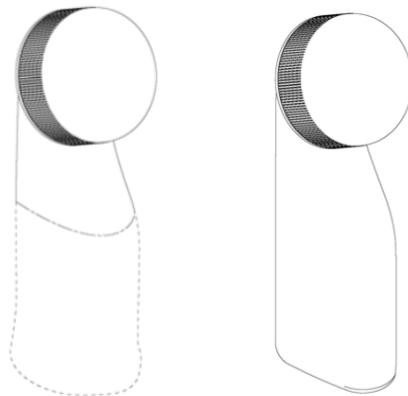
②知財高判平成 19.6.13〔貝吊り下げ具〕平 19（行ケ）10078 は、「本願意匠の特徴である「2本の連結紐をロープ止め突起近くに配設し、その結果それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にはほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成すること」は、当業者において容易に創作し得たということとはできない。」と説示する。美感の用語は使っていないが、実質的に美感を起こさせるもの、すなわち美感を形成する形態（ゲシュタルト）について認定したものである。

【貝吊り下げ具】



③知財高判平成 19.12.26「包装用容器」平成 19(行ケ)10209, 10210 は、「本願全体意匠と意匠 3 を対比すると、前記(1)ウのとおり的美観上の相違があり、また、本願全体意匠は上記アのとおりの特徴を備えている点に照らすならば、本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものであるから、意匠 3 を基礎として、意匠 1 及び意匠 2 (容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな公知の包装用容器に係る意匠) を適用することによって、本願全体意匠を容易に創作することができたはいえない。」と説示する。

【包装用容器】



④知財高判平成 20.8.28〔研磨パッド〕平成 20(行ケ)10069, 10070, 10071 は、「意匠が創作容易であるか否かは、出願意匠の全体構成によって生じる美感について、公知の意匠の内容、本願意匠と公知意匠の属する分野の関連性等を総合考慮した上で判断すべきである。」とし、「溝によって区切られた各研磨部の形状は、溝の構成、配列と密接不可分な関係があるが、溝の構成、配列のみが見る者に対して視覚を通じた美感を起こさせる構成要素であるというべきではなく、むしろ、本願意匠においては、正面視における各研磨面の形状が、見る者に対して、強い印象を与える特徴部分である」説示する。

【研磨パッド】

記載があり、「引用意匠 1 a 及び 1 b の取付部とリング部を一体成型できることの示唆」がある。さらに、②甲 1 8, 1 9 には、「めり込んで一体化している形態の記載」があり、本件意匠に係る物品と「物品分野が類似」し、「箸の持ち方を矯正するための物品の形態として周知である」ことが認められる。③「以上を総合すると、引用意匠 1 a 及び 1 b の取付部とリング部の結合部の態様を基準として、リング部の外周が取付部にめり込んで一体化している形態を採用することには、着想の新しきないし独創性があるとはいえない。」とされている。

原告は、本件登録意匠の「めり込むような形態」が、この種物品分野において「周知の形態」であることだけを主張し、引用意匠において「一体成型できることの示唆」があることは主張していない。しかし、本件判決によれば、「着想の新しきないし独創性」がないというためには、②モチーフが「周知」（又は公知）であるというだけでなく、本件のように「①引用例に「示唆」があること」等が必要と思われる。前記した本件審決の判断原則における、「（β）よく見られる多少の改変やありふれた改変」「（γ）ありふれた手法」といえるのはその改変や手法について「明らかな示唆がある場合」であると思われる。

イ 相違点(a)（取付部の全体形状を略正四角筒状体としたもの）について

本件では、①甲 1 5 に「略正四角筒状体」の記載があるが、「甲 1 5 のみによって取付部の全体形状を略正四角筒状体としたものが周知であったとまで認定することはできない。」し、また、②甲 1 5 の取付部は、「固定されるものであり、上下の移動も回転もしないものである」のに対し、引用例 1 の取付部は「箸に対して回転可能であるとされているから、…回転不能である略正四角筒状体の取付部に置き換える動機付けがあるとはいえない。」したがって、③「引用意匠 1 a 及び 1 b の略円筒状体の取付部の意匠を基準として略正四角筒状体の取付部を採用するという相違点(a)に係る意匠を創作することが容易であったとはいえない。」と説示する。

したがって、①本件意匠の形態（取付部）が周知（又は公知）であったとしても、②引用意匠の形態（取付部）において「置き換える（採用する）動機付け」がなければ、③引用意匠の形態を基準として周知の態様を採用する本件意匠を創作することが容易であるとはいえない。

相違点(c)（取付部とリング部の結合部の態様）においては、「着想の新しきないし独創性」がないというためには、モチーフが「周知」であるというだけでなく、「引用例に「示唆」があること」が必要であった。これと同様に、「着想の新しきないし独創性」を判断するためには、モチーフが「周知」であるというだけでなく、引用意匠の形態において「置き換える（採用する）動機付け」があるか否かも検討すべきであろう。

（2）「示唆」「動機付け」に関する裁判例

①知財高判平成 30. 3. 12 [アクセサリケース型カメラ] 平成 29 (行ケ) 10188 は、カメラ撮像部の位置の相違について、「引用例 3 及び 4 は、模様によって撮像部を隠匿

することのほかに、物品全体の形状に係る意匠として、ガム等やティッシュペーパーといった物を収納する部位の下部に撮像部を設置する構成も示唆している」とし、また、「引用意匠1は、アクセサリケースを開いて指輪を見せ、ひざまずいた状態でプロポーズを行うというアメリカの風習に適するよう、撮像部を上蓋部に設けたものである。そこで、これと異なる形で、アクセサリケースを使用する場合にも適するよう、撮像部の位置を変更する動機付けが認められ、したがって、「撮像部を収納部に設置した引用意匠3及び4を参考にしつつ、引用意匠1の撮像部を上蓋部から収納部に変更することは、当業者が、容易に創作することができたものである。」と説示する。

②知財高判平成23.12.15〔印刷用はくり紙〕平成23(行ケ)10239は、原告の「「目」の文字形状を模した特有の美感を起こさせる本願意匠の余白部形状につき、引用意匠等に示唆がない旨」の主張対して、「引用意匠において同形の帯状印刷部を3段とすれば、帯状印刷部以外の余白部の形状は、自ずと本願意匠のような形状とならざるを得ない。…引用意匠と本願意匠との共通点に照らすと、引用意匠から本願意匠を創作する動機付けは十分である。」とし、「本願意匠を創作することは、いわばその一部を切り取ってミシン目の一部を実線に変更する程度のものであり、その意匠の全体から見ても、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しきないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものというべきである。」と説示する。

(3) 「ありふれた改変」や「ありふれた手法」との関係

本判決の「示唆」や「動機付け」の判断手法を踏まえると、本件審決で述べられた創作容易の判断基準（『意匠審査基準』に基づくと思われる）における、「ありふれた改変」や「ありふれた手法」とは、当該分野において明らかに示唆や動機付けが存在する「改変」や「手法」と捉えるべきであろう。また、他の裁判例も説示するように、引用例において、明らかな示唆や動機付けが存在するならば、ありふれた改変や手法であるかについて特に判断しなくても、意匠が創作容易と判断できる可能性もあると思われる。

なお、本件意匠「箸の持ち方矯正具」については、意匠法3条1項3号該当性が争われた事件（知財高判平成29.1.24〔箸の持ち方矯正具〕平成28(行ケ)10167）があり、そこでは「物品の類似」および「引用意匠の認定」について画期的な説示がある（詳しくは、梅澤修「意匠法の問題圏 第16回」（DESIGN PROTECT 2017 No.115 Vol.30-3）29頁以下参照。）。